

## 郡山市青少年問題協議会委員の選考基準

郡山市青少年問題協議会条例(昭和40年郡山市条例105号。以下「条例」という。)第2条で定める郡山市青少年問題協議会の委員を次の基準により選考する。

- 1 会長は、地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第3条第2項に規定する地方公共団体の長とする。  
(地方青少年問題協議会法第3条第2項)
- 2 条例第2条第1項に規定する委員20名以内については、同条第2項による、次に掲げる各種団体等の構成員の中から適任者を委嘱するものとする。
  - (1) 市議会議員
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) 学識経験を有する者
  - (4) 公募による者  
但し、公募による選考基準は、別に定める。
- 3 選考候補者は、次のとおりとする。
  - (1) 市議会議員は、2名以内とする。
  - (2) 関係行政機関の職員は、福島県県中地方振興局、福島県郡山警察署、福島県郡山北警察署、県南地区高等学校生活指導協議会郡山支部、郡山市小学校長会及び郡山市中学校長会の構成員とし、その選考候補者は、それぞれ2名以内とする。  
但し、関係行政機関の内2名は、郡山市副市長、郡山市教育委員会委員長を委員とする。
  - (3) 学識経験者は、青少年関係団体として、以下の団体の構成員より委嘱するものとし、その選考候補者は、それぞれ2名以内とする。
    - ① 郡山市PTA連合会
    - ② 郡山市少年センター運営協議会
    - ③ 郡山市子ども会育成連絡協議会
    - ④ 郡山市青少年育成指導員連絡会
    - ⑤ 郡山市スポーツ少年団本部
    - ⑥ 郡山市交通安全母の会
    - ⑦ 郡山市婦人団体協議会
    - ⑧ 郡山青年会議所
    - ⑨ その他青少年関係団体
- 4 選考基準は、次によるものとする。
  - (1) 青少年問題に深い関心を持ち、建設的な意見を持つ者であること。
  - (2) 多くの人材発掘に努め、他の協議会・審議会等委員を含め、考慮すること。
  - (3) 青少年に関する専門的知識を有する者を優先すること。
  - (4) 年齢は、65歳以下の者とする。
  - (5) 積極的に、女性委員の登用に努めること。
- 5 候補者の選考にあたっては上記4の定める基準や、所属団体における活動状況、経歴などについて十分な確認の上行うこと。

### 附則

- 1 この基準は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 郡山市青少年問題協議会委員の選考基準(平成14年7月11日施行)は、廃止する。

### 附則

- 1 この基準は、平成22年6月22日から施行する。
- 2 郡山市青少年問題協議会委員の選考基準(平成15年6月1日施行)は、廃止する。

### 附則

- 1 この基準は、平成23年5月1日から施行する。

### 附則

- 1 この基準は、平成25年5月1日から施行する。